

令和2年3月2日

保護者の皆様へ

滝川第二中学校・高等学校長  
瀧川 好庸

### 臨時休校に伴う教務関係等についての基本的な方針

今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止による、政府からの臨時休校の要請（3月2日以降春休みまで）を受け、本校としては3月15日までの臨時休校を決めました。

この休校により、生徒は十分な授業が受けられなくなり、学年末考査も実施できなくなりました。保護者の皆様におかれましては、ご不便をおかけいたしますが、生徒の安全を第一に考えた休校措置ですので、何卒ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

今回の臨時休校による本校教務上の基本的な方針は、以下の通りです。

- ・今年度中に実施できる授業時数を下回ることが考えられるが、これをもって学校教育法施行規則に反するものとはしない。
- ・できるだけ家庭学習を適切に課すこととする。
- ・各学年の課程修了認定は、生徒の平素の成績を評価して総合的に判断する。
- ・学習評価及び課程の修了認定にあたっては、進級等に不利益が生じないよう、弾力的に対処する。
- ・生徒の学習に著しい遅れが生じることがないように、次年度に前学年の未指導部分の授業を行うことも考える。
- ・指導要領の「出欠の記録」に関しては、学校保健安全法第20条に基づく臨時休校の措置により、授業日数に含まれないものとして記録する。

学習の遅れや進級等について何かとご心配がおありのことと存じますが、家庭学習の充実をはかるため、学校としてでき得る限りの支援を行っていきたいと考えています。